

小平町障がい者計画

小平町障がい福祉計画（第6期）

小平町障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月

小 平 町

## はじめに

小平町では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に「小平町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、支援体制の充実・施策の推進を図ってきました。

近年、障がいのある方の重度化や高齢化、価値観の多様化が進む中であって、障がい福祉へのニーズは益々複雑かつ多様化しており、障がいのある方全てが自ら望む地域で安心して生活できる町づくりや、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方も障がいのない方も、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国の障がい者福祉施策については、「障害者基本法」の改正や「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約」の批准など、様々な障がい者制度改革が進められてきました。

また、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においては、計画の基本理念に「障害福祉人材の確保」や「障害者の社会参加を支える取り組み」が新たに盛り込まれるなどの見直しもされています。

こうしたことから、本町において障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう「小平町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方の自立支援に向けた施策の一層の推進を図っていくものであります。

これらの障がい者福祉制度の変遷に対応すべく、今後の計画の実現に向けて地域住民、福祉関係団体、関係機関と連携を図りながら、全町民の協働により推進していくことが必要でありますので、町民の皆様のご理解とご協力、ご支援を心よりお願い申し上げます。

令和3年3月

小平町長 関 次 雄

---

### ※1 ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

#### 「障がい」の表記について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「害」の漢字をひらがな表記としております。ただし、法令、条例、規則、要綱等で規定されている用語、制度・事業の名称や団体・施設名などの固有名詞、医学・学術用語等の専門用語として漢字で表記されている場合は、除外します。

# もくじ

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 「障がい者」の定義	2
第3節 計画の位置づけと計画期間	3
第4節 計画の理念	4
1.障がいのある方が自然体で暮らせるまち	4
2.障がいのある方の主体性・自主性を尊重するまち	4
3.すべての方にやさしいまち	4
4.障がいのある方者と地域・職場・行政が協働するまち	4
第5節 計画の基本目標	5
基本目標 1 健康と生きがいづくり	5
基本目標 2 自立して生活できるまちづくり	5
基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり	5
第6節 施策の体系	6

## 第2章 小平町の障がい者の現状

第1節 人口の推移	7
第2節 障がい者等の現状	9
1.身体障がい者	9
2.知的障がい者	10
3.精神障がい者	11
第3節 障がい者福祉施策の概要	12
1.公的サービス提供の状況	12
2.人的資源の状況	15

## 第3章 各種施策の課題・目標と具体的な方策

第1節 社会参加への促進	16
1.啓発・広報の推進	16
2.コミュニケーション支援の充実	16
第2節 相談体制・啓発の充実と権利擁護の推進	17
1.相談支援の充実	17
2.情報提供の充実	17
3.権利擁護の推進	17
第3節 保健・医療サービスの充実	18
1.障がいの早期発見・早期治療の充実	18
2.健康管理・増進施策の充実	18
3.医療サービスの充実	18
4.リハビリテーションの充実	19
第4節 福祉サービスの充実	20
1.訪問系サービスの充実	20
2.日中活動系・居住系サービスの充実	20
3.地域生活支援事業の充実	20
4.ケアマネジメントの充実	20
第5節 施設福祉サービスの充実	21
1.施設福祉サービスの充実	21
第6節 療育・教育	22
1.療育機能の充実	22
2.障がい児教育の充実	22
3.生涯学習の促進	22

第7節 雇用・就労の促進	23
1.雇用の促進	23
2.就労の支援	23
第8節 住みよい福祉のまちづくり	24
1.生活施設の整備	24
2.バリアフリー化の促進	24
3.防災対策の充実	24
第9節 スポーツ・レクリエーション・文化活動	25
1.スポーツ・レクリエーションの振興	25
2.文化活動の推進	25
第10節 担い手の確保と養成	26
1.職員の確保と養成	26
2.ボランティア活動の推進	26
<b>第4章 障害福祉計画(第6期)</b>	
計画策定の趣旨	27
サービスの体系	27
サービス種別の内容	28
1.障がい福祉サービス	28
2.地域生活支援事業	30
障がい者の自立に向けた基本目標	31
1.福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
2.精神障がいの方にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実	31
4.福祉施設から一般就労への移行等	32
5.相談支援体制の充実・強化等	32
6.障がい福祉サービス等の質の向上	33
障がい福祉サービス	34
1.障がい福祉サービスの必要量の見込	34
2.必要量確保のための方向	36
地域生活支援事業	37
1.地域生活支援事業の必要量の見込	37
2.地域生活支援事業の必要量確保のための方向	38
<b>第5章 障がい児福祉計画(第2期)</b>	
サービス種別の内容	39
1.障がい児サービス	39
障がい児サービス	40
1.障がい児サービスの必要量の見込	40
2.必要量確保のための方向	40
3.障がい児支援の提供体制の整備等	41
<b>第6章 推進体制の整備</b>	
第1節 庁内体制の整備と連携	42
第2節 推進体制の整備	42
1.民間との連携と地域福祉の推進	42
2.地域福祉の推進	42